

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等について

本件の概要

2019年12月23日

本日付で、火薬類取締法施行規則の一部を改正し、火薬類取締法施行規則関係例示基準（貯蔵）（廃棄）を通知しましたのでお知らせします。

（１）日本産業規格「火薬類の盗難防止設備の要求事項」の取り入れ

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）における火薬庫又は火薬庫外においてする貯蔵（以下、「庫外貯蔵所」という。）の技術上の基準は、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）その他の規程により定められている。

現在、火薬庫及び庫外貯蔵所の扉、錠及び自動警報装置等の詳細な基準は、盗難防止設備基準（昭和52年11月11日付け52立局第591号）（内規）により定められていたところであるが、今般、赤外線感知式センサ等を取り入れた日本産業規格K4832（2018）

（火薬類の盗難防止設備の要求事項）が改正され、盗難防止の措置について、対応できる幅が広がったことから、火薬類の貯蔵の技術基準について性能規定化するとともに、当該日本産業規格を火薬類取締法の技術基準に取り入れる改正を行う。

（２）火薬類の廃棄に関する技術上の基準の性能規定化

火薬類取締法は、制定された昭和25年以来、技術基準等について、産業実態や技術革新等に合わせた改正を逐次実施してきているものの、必ずしも十分とは言いがたい状況となっている。

少量の火薬・爆薬を用いた安全装置等に用いられる火工品や新規製品の開発、普及に向けた対応も求められることから、技術基準全体を仕様規定中心の体系から性能規定中心の体系へ転換させる必要がある。

このため、平成26年度の産業構造審議会保安分科会火薬小委員会より技術基準の性能規定化の議論が進められてきたところ、今般、先行して、火薬類の廃棄の技術基準について性能規定化を行う。

具体的な改正内容

（１）日本産業規格「火薬類の盗難防止設備の要求事項」の取り入れ

① 庫外貯蔵所の技術上の基準における扉、錠、自動警報装置に係る箇所を性能規定化し、火薬類取締法施行規則関係例示基準（貯蔵）（以下、「貯蔵例示基準」という。）に日本産業規格を取り入れる（施行規則第16条、貯蔵例示基準関連）。

② 火薬庫の技術上の基準における扉、錠、天井裏等の金網、自動警報装置に係る箇所を性能規定化し、貯蔵例示基準に日本産業規格を取り入れる（施行規則第24条、第25条、第26条、貯蔵例示基準関連）。

なお、盗難防止設備基準（昭和52年11月11日付け52立局第591号）については、廃止する。

（２）火薬類の廃棄に関する技術上の基準の性能規定化

廃棄の技術上の基準について、性能規定化し、火薬類取締法施行規則関係例示基準（廃棄）（以下、「廃棄例示基準」という。）に例示基準として、これまで施行規則で定めていた仕様規定を取り入れる（施行規則第67条、廃棄例示基準関連）。

①火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（PDF形式：143KB）

②火薬類取締法施行規則関係例示基準（貯蔵）（PDF形式：192KB）

③火薬類取締法施行規則関係例示基準（廃棄）（PDF形式：142KB）

お問い合わせ先

経済産業省 産業保安グループ 鉦山・火薬類監理官付

TEL03-3501-1870

四の二 前条第一項の表(一)(口)及び(二)から(4)までの規定により火薬類を貯蔵する場合には、前号口からホまでの規定によるほか、次のイからホまでに定めるところによること。

イ ホ [略]

五 [略]

(地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十四条 地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一 三 [略]

四 火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

五 十四 [略]

十五 火薬庫の天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。

十六 火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。

(地中式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十五条 地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 三 [略]

四 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口には、鉄扉を設け、盗難を防止するための措置を講ずること。

五 八 [略]

四の二 前条第一項の表(一)(口)及び(二)から(4)までの規定により火薬類を貯蔵する場合には、前号口からヘまでの規定によるほか、次のイからホまでに定めるところによること。

イ ホ [略]

五 [略]

(地上式一級火薬庫の位置、構造および設備)

第二十四条 地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一 三 [略]

四 入口の扉は、二重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ三ミリメートル以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉と外扉にはそれぞれ錠(外扉にあつては、なんきん錠およびえび錠を除く。)を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

五 十四 [略]

十五 火薬庫は、その外部にできるだけ夜間点灯し、かつ、盗難防止のため天井裏または屋根に金網を張ること。

十六 火薬庫には、警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。

(地中式一級火薬庫の位置、構造および設備)

第二十五条 地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、第二十四条第七号および第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 三 [略]

四 火薬庫の入口には、鉄扉を設け、火薬庫の入口および火薬庫に通ずるトンネルの入口にはそれぞれ錠(なんきん錠およびえび錠を除く。)を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

五 八 [略]

(二級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十六条 地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 [略]

[削る]

一の二 [略]

二 四 [略]

2 [略]

第六十七条 火薬類(不発弾等を除く。)の廃棄は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生するおそれのない方法により行わなければならない。

[削る]

[削る]

[削る]

(二級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十六条 地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 [略]

一の二 入口の扉は、二重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ二ミリメートル以上の鉄板とし、内扉と外扉にはそれぞれ錠(外扉にあつては、なんきん錠及びえび錠を除く。)を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

一の三 [略]

二 四 [略]

2 [略]

第六十七条 火薬類の廃棄については、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬又は爆薬は、少量ずつ爆発又は焼却すること。ただし、硝酸塩、過塩素酸塩等の水溶性成分を主とする火薬又は爆薬(硝酸エステル又はニトロ基を三以上含むニトロ化合物を含有するものを除く。)にあつては、安全な水溶液とした後、多量の水中に流し、又は地中に埋めることができる。

二 凍結したダイナマイトは、完全に融解した後燃焼処理するか、又は五百グラム以下を順次に爆発処理すること。

三 工業雷管、電気雷管又は信号雷管は、孔を掘つて入れ、工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を使用して爆発処理すること。

[illegible]

四 導火線は、燃燒処理によるか、又は湿润状態として分解処理すること。 五 導爆線及び制御発破用コードは、工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を使用して爆発処理すること。ただし、第二種導爆線又は制御発破用コードにあつては、少量つつ燃燒処理することができる。 六 導火管付き雷管は、導火管部と雷管部とを切断し、雷管部は第三号本文に規定する方式により爆発処理し、導火管部は燃燒処理すること。 七 実包又は空包(以下この号において「実包等」という。)は、燃燒炉(燃燒中に実包等の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。)を使用して燃燒処理すること。 八 銃用雷管は、孔を掘つて入れ、工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を使用して爆発処理し、又は燃燒炉(燃燒中に銃用雷管の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。)を使用して燃燒処理すること。 九 第三号から前号までに掲げるもの以外の火工品(不発弾等を除く。)は、第三号から前号までの規定に準じて処理すること。 257 [略] 別表第二(第四十四条第二項関係)		四 導火線は、燃燒処理によるか、又は湿润状態として分解処理すること。 五 導爆線及び制御発破用コードは、工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を使用して爆発処理すること。ただし、第二種導爆線又は制御発破用コードにあつては、少量つつ燃燒処理することができる。 六 導火管付き雷管は、導火管部と雷管部とを切断し、雷管部は第三号本文に規定する方式により爆発処理し、導火管部は燃燒処理すること。 七 実包又は空包(以下この号において「実包等」という。)は、燃燒炉(燃燒中に実包等の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。)を使用して燃燒処理すること。 八 銃用雷管は、孔を掘つて入れ、工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を使用して爆発処理し、又は燃燒炉(燃燒中に銃用雷管の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。)を使用して燃燒処理すること。 九 第三号から前号までに掲げるもの以外の火工品(不発弾等を除く。)は、第三号から前号までの規定に準じて処理すること。 257 [略] 別表第二(第四十四条第二項関係)	
検査項目	1 [略]	1 [略]	完成検査の方法
1 [略] 2 地上式一級火薬庫の基準 一〇三 [略] 四 第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉	1 [略] 一〇三 [略] 四 火薬庫の入口の扉の構造、材質及び盜難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該扉		

器具を用いた測定等により検査する。	五〃十四 〔略〕 十五 火薬庫の天井裏又は屋根の盗難を防止するための措置を、目視、図面等により検査する。	十六 見張人を常時配置しない火薬庫の警鳴装置の設置の状況を、目視又は図面により検査し、当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。	三 〔略〕 四 地中式一級火薬庫の基準 一〃四 〔略〕 五 第二十五条第四号の火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉	六〃八 〔略〕
器具を用いた測定等により検査する。	五〃十四 〔略〕 十五 火薬庫の天井裏又は屋根の盗難を防止するための措置を、目視、図面等により検査する。	十六 見張人を常時配置しない火薬庫の警鳴装置の設置の状況を、目視又は図面により検査し、当該装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。	一〃四 〔略〕 五 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉の設置状況及び盗難を防止するための措置の状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定等により検査する。	六〃八 〔略〕

五〃十四 〔略〕 十五 第二十四号第十五号の点灯設備等	十六 第二十四号第十六号の警鳴装置	三 〔略〕 四 地中式一級火薬庫の基準 一〃四 〔略〕 五 第二十五号第四号の火薬庫の入口の扉	六〃八 〔略〕
五〃十四 〔略〕 十五 火薬庫の外部の点灯設備及び天井裏又は屋根の金網の有無を目視又は図面により検査する。	十六 見張人を常時配置しない火薬庫の警鳴装置の設置の状況を、目視により検査する。	一〃四 〔略〕 五 火薬庫の入口の扉の材質及び盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査する。	六〃八 〔略〕

別表第四（第四十四条の五第二項関係）		5 〔略〕	6 地上式二級火薬庫の基準	一 第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十六号から第十六号までに掲げる検査を行う。	二 〔略〕	三 〔削除〕
検査項目	保安検査の方法	1 〔略〕	2 地上式一級火薬庫の基準	一 第二項第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十六号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。	二 〔略〕	三 〔削除〕
1 〔略〕	1 〔略〕	1 〔略〕	2 地上式一級火薬庫の基準	一 第二項第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十六号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。	二 〔略〕	三 〔削除〕
一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕

別表第四（第四十四条の五第二項関係）		5 〔略〕	6 地上式二級火薬庫の基準	一 第二十六条第一項において準用する第二十四条第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十六号から第十六号までに掲げる検査項目	二 〔略〕	三 第二十六条第一項第一号の二の火薬庫の入口の扉
検査項目	保安検査の方法	1 〔略〕	2 地上式一級火薬庫の基準	一 第二項第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十六号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。	二 〔略〕	三 火薬庫の入口の扉の構造、材質及び盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該扉の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
1 〔略〕	1 〔略〕	1 〔略〕	2 地上式一級火薬庫の基準	一 第二項第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十六号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。	二 〔略〕	三 火薬庫の入口の扉の構造、材質及び盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該扉の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕

別表第四（第四十四条の五第二項関係）		3 〔略〕	4 地中式一級火薬庫の基準	一 第二十五条第四号の火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉	五 第二十四条第十六号の警鳴装置	四 第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉
検査項目	保安検査の方法	1 〔略〕	2 地上式一級火薬庫の基準	一 第二項第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十六号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。	二 〔略〕	三 火薬庫の入口の扉の構造、材質及び盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該扉の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
1 〔略〕	1 〔略〕	1 〔略〕	2 地上式一級火薬庫の基準	一 第二項第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十六号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。	二 〔略〕	三 火薬庫の入口の扉の構造、材質及び盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該扉の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕

別表第四（第四十四条の五第二項関係）		3 〔略〕	4 地中式一級火薬庫の基準	一 第二十五条第四号の火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉	五 第二十四条第十六号の警鳴装置	四 第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉
検査項目	保安検査の方法	1 〔略〕	2 地上式一級火薬庫の基準	一 第二項第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十六号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。	二 〔略〕	三 火薬庫の入口の扉の構造、材質及び盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該扉の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
1 〔略〕	1 〔略〕	1 〔略〕	2 地上式一級火薬庫の基準	一 第二項第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十六号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。	二 〔略〕	三 火薬庫の入口の扉の構造、材質及び盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該扉の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕

別表第四（第四十四条の五第二項関係）		3 〔略〕	4 地中式一級火薬庫の基準	一 第二十五条第四号の火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉	五 第二十四条第十六号の警鳴装置	四 第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉
検査項目	保安検査の方法	1 〔略〕	2 地上式一級火薬庫の基準	一 第二項第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十六号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。	二 〔略〕	三 火薬庫の入口の扉の構造、材質及び盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該扉の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
1 〔略〕	1 〔略〕	1 〔略〕	2 地上式一級火薬庫の基準	一 第二項第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十六号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。	二 〔略〕	三 火薬庫の入口の扉の構造、材質及び盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該扉の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕

別表第四（第四十四条の五第二項関係）		3 〔略〕	4 地中式一級火薬庫の基準	一 第二十五条第四号の火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉	五 第二十四条第十六号の警鳴装置	四 第二十四条第四号の火薬庫の入口の扉
検査項目	保安検査の方法	1 〔略〕	2 地上式一級火薬庫の基準	一 第二項第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十六号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。	二 〔略〕	三 火薬庫の入口の扉の構造、材質及び盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該扉の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
1 〔略〕	1 〔略〕	1 〔略〕	2 地上式一級火薬庫の基準	一 第二項第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十六号から第十六号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。	二 〔略〕	三 火薬庫の入口の扉の構造、材質及び盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該扉の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。
一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕	一〇三 〔略〕

備考 表中の「」は注記である。	附 則	この省令は、公布の日から施行する。	5 〔略〕	6 地上式二級火薬庫の基準	一 第二十六條第一項において準用する第二十四條第一号、第四号、第五号、第七号、第十号及び第十六号から第十六号までに掲げる検査を行う。	二 〔略〕	三 〔削除〕	二 〔略〕	三 〔削除〕	検査項目
			5 〔略〕	6 地上式二級火薬庫の基準	一 第二十六條第一項において準用する第二十四條第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十六号から第十六号までに掲げる保安検査の方法により検査を行う。	二 〔略〕	三 〔削除〕	二 〔略〕	三 〔削除〕	検査項目
			5 〔略〕	6 地上式二級火薬庫の基準	一 第二十六條第一項において準用する第二十四條第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十六号から第十六号までに掲げる保安検査の方法により検査を行う。	二 〔略〕	三 〔削除〕	二 〔略〕	三 〔削除〕	検査項目
			5 〔略〕	6 地上式二級火薬庫の基準	一 第二十六條第一項において準用する第二十四條第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十六号から第十六号までに掲げる保安検査の方法により検査を行う。	二 〔略〕	三 〔削除〕	二 〔略〕	三 〔削除〕	検査項目
			5 〔略〕	6 地上式二級火薬庫の基準	一 第二十六條第一項において準用する第二十四條第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十六号から第十六号までに掲げる保安検査の方法により検査を行う。	二 〔略〕	三 〔削除〕	二 〔略〕	三 〔削除〕	検査項目
			5 〔略〕	6 地上式二級火薬庫の基準	一 第二十六條第一項において準用する第二十四條第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十六号から第十六号までに掲げる保安検査の方法により検査を行う。	二 〔略〕	三 〔削除〕	二 〔略〕	三 〔削除〕	検査項目

告

示

○総務省告示第二百八十八号

政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）第六条第二項において準用する法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の令和元年七月二十九日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、法第六条第二項において準用する法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年十二月二十三日

総務大臣 高市 早苗

政 党 の 名 称

新

旧

異動年月日

日本維新の会

支部の数

一四五

一四八

届出年月日
令和元年八月九日

うち法第十四条第二項に規定する支部の数

一四五

一四八

国民民主党

所属国会議員の住所

令和元年八月九日

山岡 達丸

北海道苫小牧市拓勇
東町七―二―二七

北海道苫小牧市拓勇
東町八―一―三

自由民主党

支部の数

七八〇三

七七九七

届出年月日
令和元年九月三日

うち法第十四条第二項に規定する支部の数

七八〇三

七七九七

立憲民主党

支部の数

二一八

二一六

届出年月日
令和元年九月十日

うち法第十四条第二項に規定する支部の数

二一八

二一六

自由民主党

所属国会議員

氏名

令和元年九月十二日

代表者の住所

東京都千代田区紀尾井町三―二九

東京都新宿区四谷二―一―一五

令和元年九月十三日

主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂三―二―六

東京都新宿区四谷二―一―一五

令和元年九月十五日

立憲民主党

所属国会議員

氏名

安住 淳

令和元年九月十九日

住所

宮城県石巻市南中里四―一―一八

宮城県石巻市南中里四―一―一八

令和元年九月十九日

選出区分

衆議院議員 宮城
県第五区